

## 所得算定表

(児童手当法施行令第2条及び第3条の規定による)

	夫	妻	
① 所得の合計額 (※所得証明の「合計所得金額」)			円
② 児童手当法施行令第3条第1項の控除額	80,000	80,000	円
③ 雑損控除額			円
④ 医療費控除額			円
⑤ 小規模企業共済等掛金控除額			円
⑥ 障害者控除額(該当者 人) (該当人数 × 270,000円)			円
⑦ 障害者控除額(特別)(該当者 人) (該当人数 × 400,000円)			円
⑧ 寡婦控除額(該当すれば270,000円)			円
⑨ 寡婦控除額(特別)(該当すれば350,000円)			円
⑩ 寡夫控除額(該当すれば270,000円)			円
⑪ 勤労学生控除額(該当すれば270,000円)			円
⑫ ②から⑪までの合計額			円
⑬ 児童福祉法施行令による所得額 (①－⑫)	(マイナスの時は0)	(マイナスの時は0)	円
夫と妻の⑬の額の合計(※)			円

(※)が730万円未満であれば助成対象